8102

業 者 特 定 理 由 書

【業務委託：予定価格が100万円以下】

名称	交通資料館自動扉保守管理業務	
特定業者	ナブコシステム株式会社　札幌支店	
特定理由	標記業務の履行にあたっては、製造メーカー占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、標記業者に特定いたしたい。	
	業務の対象となる設備・機器・システム等の名称	自動扉保守業務
	上記設備等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	札幌市交通資料館に設置している自動扉
	上記設備等の製造メーカー	ナブテスコ㈱
	業務内容	上記設備の自動扉の点検・修理・保守を行うもの
	上記設備等の製造メーカーと特命業者との関係	製造メーカーの東日本地区の唯一の代理店 （標記業務については、製造メーカーが業務に必要な資料提供及び技術支援を行いながら自社の代理店に履行させることで、製造メーカーと同等のメンテナンスを提供する業務体制としているため、別紙「代理店証明書」のとおり、製造メーカーの代理店である。）
	業務の履行にメーカー占有の技術・知識・情報等を必要とする具体的な事由	・当該自動扉に採用している技術は、メーカーが開発した独自の技術であり、保守の履行にあたっては、自動扉開閉装置の制御器点検に係る特殊工具の操作を必要とする。この、特殊工具をメーカーが設定した業務手順・作業方法により操作しなければ、整備後の機器が適正に作動しないおそれがあり、当該設備は一般流通品（汎用品）ではないことから、メーカー以外の者では知り得ない知識・情報等を必要とするため。
	主たる業務に係る再委託の業者名・業務内容	なし
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第１項第１号 札幌市交通局物品・業務契約事務処理要領第49条第1項第２号ア	

8107

業者特定理由書

【業務委託：予定価格が100万円以下】

名称	交通局ホームページ運行情報提供システム保守業務
特定業者	株式会社メディア・マジック
(特定機種)	
特定理由	本件は、札幌市交通局ホームページの運行情報ページに最新の運行情報を表示するための運行情報提供システムの保守を行うものであり、業務の履行に当たっては、開発業者が占有している知識・技術等を必要とし、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、標記業者に特定して随意契約することといたしたい。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第１項第１号 札幌市交通局物品・業務契約事務処理要領第49条第1項第２号ア

8108

業者特定理由書

【業務委託：予定価格が100万円以下】

名称	交通資料館展示物保守点検業務
特定業者	株式会社乃村工藝社　北海道支店
(特定機種)	
特定理由	当該展示装置機器は、上記業者が企画･製造･設置したものであり、機器装置などの動作制御方式や演ホ・演出などのソフトは、主制御システムによって複合的にコントロールし作動させている。これらソフト及びシステムは一般共通のものでなく、特注により製作されたものであり、製造者でなければその仕様及びプログラムの詳細を知り得ない。 したがって、これらの条件を満たすサポート体制が確立している上記業者以外では本業務を履行することができない。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第１項第１号 札幌市交通局物品・業務契約事務処理要領第49条第1項第２号ア

8131

業者特定理由書

通年業務委託番号　131

名　　称	札幌市交通局出納事務委託業務
特定業者	株式会社北海道銀行
（特定機種）	
特定理由	本業務は、交通局における出納事務の一部（収納及び支出の事務）の委託である。 業務内容が支出関係書類の形式上の審査等、判断を伴わない作業であるため、経理事務等の専門的知識を有する者が業務を担うことで審査等の正確性の向上が図られるとともに、当局職員を当該業務に配置するよりも経費が軽減できることから業務委託を行うこととしたものである。 当該業務は出納事務であるため、業務委託先は地方公営企業法第27条の規定により、指定金融機関に限られる。 したがって、本業務を履行できる要件を満たす者は標記業者以外にないため、特命することといたしたい。 【参考】 ・地方公営企業法（抜粋） （出納） 第二十七条　地方公営企業の業務に係る出納は、管理者が行う。ただし、管理者は、地方公営企業の業務の執行上必要がある場合においては、政令で定める金融機関で地方公共団体の長の同意を得て指定したものに、当該地方公営企業の業務に係る公金の出納事務の一部を取り扱わせることができる。 ・地方公営企業法施行令（抜粋） （金融機関） 第二十二条　法第二十七条ただし書に規定する政令で定める金融機関は、銀行その他これに類する貯金の受入又は資金の融通を業とする機関とする。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

業者特定理由書

通年業務委託番号　132　　〔設備保守等業務委託〕　1技術的要件

名称	札幌市交通局財務会計システム運用保守業務	
特定業者	富士通Japan株式会社　東日本公共ビジネス統括部（北海道）	
特定理由	標記業務の履行にあたっては、製造メーカー占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、標記業者に特定して随意契約することといたしたい。	
	業務の対象となる設備・機器・システム等の名称	札幌市交通局財務会計システム
	上記設備等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	当局における契約や収入・支出の登録、決算等の財務会計上の処理を行うためのシステム
	上記設備等の製造メーカー	富士通Japan株式会社　東日本公共ビジネス統括部（北海道）
	業務内容	上記システムの運用に関する作業支援、問い合わせ対応、障害対応等の保守管理を行うもの
	業務の履行にメーカー占有の技術・知識・情報等を必要とする具体的な事由	当該システムは、開発業者製のパッケージソフト「IPKNOWLEDGE　公営企業会計」を当局の仕様に合わせてカスタマイズして構築したものであり、開発業者が当該ソフトウェアの著作権を所有しており、その他の業者が本業務を履行することは事実上不可能である。
	主たる業務に係る再委託の業者名・業務内容	なし
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	

8154

業者特定理由書

通年業務委託番号　154

名　　称	乗車料金等の搬送及び取扱関連業務
特定業者	株式会社　北海道銀行
（特定機種）	
特定理由	株式会社北海道銀行は当局の指定金融機関であり、当局交通事業の乗車料金等の収納事務を取り扱っていることから、指定金融機関である同行が乗車料金等を集金することで、当局の口座への入金手数料は発生しないなど業務の効率化を図ることができる。 また、同行が構築している集金システムを活用し、現金の運搬から集計、釣銭等の準備、入金までの業務を同行が全て実施することにより、他社では実現できない高度な安全性を確保することができる。 ついては、同行と契約を締結することが当局にとって最も有利であることから、同行と特定随意契約を締結することといたしたい。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号

8/55

業者特定理由書

/55

【業務委託：予定価格が100万円以下】

名称	現金分類集計機保守
特定業者	ローレルバンクマシン株式会社 北海道支店
(特定機種)	
特定理由	本件は、大通定期券発売所に設置されている現金分類集計機Smart-Rの定期整備及び故障対応等の保守業務を行うものであり、適正な現金管理及び迅速な収納業務を執行するために、当該装置を良好な状態に維持していく必要がある。 業務の履行にあたって、修繕に必要な部品の供給を行っているのは、製造メーカーであるローレルバンクマシン株式会社のみであり、同社の保守員でなければ修繕ができないことから、他の業者では適切な業務の履行が見込めないため。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第１項第１号 札幌市交通局物品・業務契約事務処理要領第49条第1項第２号ア

8156

業者特定理由書

通年業務委託番号　156　〔設備保守等業務委託〕 1技術的要件

名称	料金検索システム運用保守業務	
特定業者	ノイルテックス株式会社 札幌オフィス	
特定理由	標記業務の履行にあたっては、メーカー占有の技術及び知識が必要であり、他の事業者では適切な業務の履行が見込めないため、標記業者に特定して随意契約することといたしたい。	
	業務の対象となる設備・機器・システム等の名称	料金検索システム
	上記設備等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	
	上記設備等のメーカー	ノイルテックス株式会社
	業務内容	当該システムに使用するクラウドサーバを調達及び監視するとともに、ソフトウェアの安定的な稼働を図る保守を行う。また、委託者によるデータ更新作業のサポート及び必要に応じたプログラム修正を行う。
	上記設備等のメーカーと特定業者との関係	同一企業
	業務の履行にメーカー占有の技術・知識・情報等を必要とする具体的な事由	本業務は料金検索システムで使用するクラウドサーバを調達及び監視するとともに、ソフトウェアの安定的な稼働を図る保守を行うもの。ノイルテックス㈱と契約することによってのみ、料金検索システムが使用可能となり、新たなシステムの導入に係る投資も不要になることから、標記業者に特定して契約することとしたい。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号	

8/58

業者特定理由書

通年業務委託番号 158　　【業務委託：予定価格が 100 万円以下】

名　　称	北野倉庫機械警備業務
特定業者	株式会社　ベルックス
（特定機種）	
特定理由	本業務は、北野倉庫の一部において機械警備を実施し、火災・盗難・破損等の予防と、早期発見及び被害の拡大防止等を図ることを目的として実施するものであり、令和７年４月１日から令和８年３月 31 日までの間、株式会社ベルックスと契約を行っている。 機械警備業務は多額の初期投資がかかることから、長期継続契約が望ましいが、北野倉庫は現在売却・解体に向け検討中であり、借主との協議を続けていることから、長期継続契約を行うと途中解約の可能性が高いため、本業務は令和８年４月から令和９年３月までを契約期間とする。 以上を踏まえ、標記業者と引き続き契約することで、機械警備導入に係る多額の初期投資を必要最小限に抑えることができ、既契約者に追加発注することで当局にとって有利と認められることから、標記業者に特定して契約することとしたい。
根拠規定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第１項第１号 札幌市交通局物品・業務契約事務処理要領第 49 条第１項第２号ア

8163

業者特定理由書

通年業務委託番号　163　　〔設備保守等業務委託〕　1技術的要件

名称	デジタルサイネージシステム運用保守業務	
特定業者	シャープマーケティングジャパン株式会社 ビジネスソリューション室北海道支店	
特定理由	標記業務の履行にあたっては、メーカー占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、標記業者に特定して随意契約することといたしたい。	
	業務の対象となる設備・機器・システム等の名称	デジタルサイネージシステム
	上記設備等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	
	上記設備等のメーカー	シャープマーケティングジャパン株式会社
	業務内容	上記システムの運用に関する作業支援、問い合わせ対応、障害対応等の保守管理を行うもの
	上記設備等のメーカーと特定業者との関係	同一企業
	業務の履行にメーカー占有の技術・知識・情報等を必要とする具体的な事由	当該システムは、開発業者の「デジタルサイネージサービス」を当局の仕様に合わせてカスタマイズして構築したものであり、開発業者が当該ソフトウェアの著作権を所有しており、その他の業者が本業務を履行することは事実上不可能である。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号	

8164

業者特定理由書

通年業務委託番号　164　〔設備保守等業務委託〕1技術的要件

名称	広告受付管理システム運用保守業務	
特定業者	株式会社システムアイ	
特定理由	標記システムは広告申込の即時受付及び正確な管理運営が求められ、当該システムの構築を請け負った業者以外では、システム障害の発生時や、業務の運用変更に際し迅速かつ適切な対応が見込めないため、標記業者に特定して随意契約することといたしたい。	
	業務の対象となる設備・機器・システム等の名称	広告受付管理システム
	上記設備等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	
	上記設備等の製造メーカー	株式会社システムアイ
	業務内容	上記システムの運用に関する作業支援、問い合わせ対応、障害対応等の保守管理を行うもの
	上記設備等の製造メーカーと特定業者との関係	同一企業
	業務の履行にメーカー占有の技術・知識・情報等を必要とする具体的な事由	当該システムは、システム開発プラットフォーム「SPIRAL」を当局の仕様に合わせてカスタマイズして構築したもので、当該システム以外の開発業者の製品(デジタルサイネージシステム)との連携があることから開発業者以外の業者が本業務を履行することは事実上不可能である。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号	

8173

業者特定理由書

173

【業務委託：予定価格が100万円以下】

名　　称	SAPICA利用履歴抽出業務
特定業者	札幌総合情報センター株式会社
（特定機種）	
特定理由	本件は、SAPICAに関するデータ抽出を行うものであり、業務の履行にあたっては、SAPICAに関する発行メーカー占有の知識・技術等を必要とし、履行可能者がメーカー１社に限定されるため。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第１項第１号 札幌市交通局物品・業務契約事務処理要領第49条第１項第２号ア

8176

業者特定理由書

通年業務委託番号 176　　〔設備保守等業務委託〕　1技術的要件

名　　称	地下鉄真駒内駐車場機器運用保守業務	
特定業者	アマノマネジメントサービス株式会社	
特定理由	標記業務の履行にあたっては、駐車場機器専有の設備及び体制が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、標記業者に特定して随意契約することといたしたい。	
	業務の対象となる設備・機器・システム等の名称	地下鉄真駒内駐車場機器
	上記システムの開発業者	アマノ株式会社
	業務内容	駐車場利用者の問い合わせ対応、コールセンターからの遠隔操作、障害対応等の保守管理を行うもの。
	上記システムの開発業者と特定業者との関係	グループ企業（子会社）
	業務の履行に開発業者及びグループ会社専有の技術・知識・情報等を必要とする具体的な事由	当該駐車場機器に係るシステムは、開発業者（アマノ㈱）が保有するものであり、保守・運用に関しても同社のみが占有するものであることから、特定業者以外の第３者には履行が不可能である。
	主たる業務に係る再委託の業者名・業務内容	なし
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号	

8/77

業者特定理由書

通年業務委託番号　177　　〔設備保守等業務委託〕 1技術的要件

名称	クレジットカード決済システム運用保守	
特定業者	オムロンソーシアルソリューションズ株式会社	
特定理由	標記業務の履行にあたっては、メーカー占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、標記業者に特定して随意契約することといたしたい。	
	業務の対象となる設備・機器・システム等の名称	クレジットカード決済システム
	上記設備等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	
	上記設備等のメーカー	オムロンソーシアルソリューションズ株式会社
	業務内容	各定期券発売所での定期券発売において、クレジットカード決済を行うにあたり、クレジットカード決済システムの運用や端末料金及び端末保守を行う。
	上記設備等のメーカーと特定業者との関係	同一企業
	業務の履行にメーカー占有の技術・知識・情報等を必要とする具体的な事由	クレジットカード決済システムで利用するOTACサーバーは同社で管理しており、他社ではプログラムの改修や不具合への迅速な対応を適切に履行することが不可能であるため。また、年度ごとに業者を変更すると輸送管理システムの大規模な改修が必要となり膨大な改修費用がかかるため。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号	

8178

業者特定理由書

178

【業務委託：予定価格が100万円以下】

名　　称	地下鉄二十四軒駐車場電子マネー等決済による駐車場料金収納業務
特定業者	株式会社ニッセンレンエスコート
（特定機種）	
特定理由	予定価格が10万円未満であるため。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第1号 札幌市交通局物品・業務契約事務処理要領第49条第1項第2号ア

8179

業者特定理由書

通年業務委託番号　179　　〔設備保守等業務委託〕-1技術的要件

名　　称	遺失物管理システム運用及びアプリケーションを用いた問い合わせ対応業務	
特定業者	株式会社 find	
特定理由	標記業務の履行にあたっては、メーカー占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、標記業者に特定して随意契約することといたしたい。	
	業務の対象となる設備・機器・システム等の名称	遺失物管理システム
	上記設備等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	
	上記設備等のメーカー	株式会社 find
	業務内容	本業務は、地下鉄各駅、地下鉄車内、路面電車内で発生する遺失物が増加している状況を踏まえ、各駅、乗務係、電車事業所及び忘れ物センターにおける遺失物の検索、検品だけではなく、遺失者からの問い合わせ対応及び警察署へ引き渡す遺失物の整理など、遺失物に係る業務全般を効率的に遂行するために委託するもの。
	上記設備等のメーカーと特定業者との関係	同一企業
	業務の履行にメーカー占有の技術・知識・情報等を必要とする具体的な事由	「落とし物クラウド find」システムは、チャット機能を用いた問合せ対応や二次元コードを用いた遺失物管理、遺失物の検索機能などが含まれており、システムを開発した㈱find と令和７年１月からサービスを開始した。駅や忘れものセンターの業務手順も本システムに合わせて体制を構築している。このことから、遺失物に係る問合せ対応や同社独自の AI 照合等により、サービス水準を満たし、次年度も安定的かつ効率的に業務を継続的に履行するには、現行システムを使用することが必要であり、同システムを運用し改修や不具合への迅速な対応が可能な者はシステムを開発した同社のみである。
根拠規定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第１項第２号	

8201

業者特定理由書

通年業務委託番号　２０１

名称	事故データベースシステム運用保守業務
特定業者	SOC株式会社
（特定機種）	事故データベースシステム
特定理由	本件は事故データベースシステムを運用する上で必要不可欠なセキュリティー対策等を行うものであり、業務の履行にあたっては、本情報システムは標記業者が構築したシステムであり、標記業者専有の知識・技術等を必要とし、履行可能業者が１者に限定されるため。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号

8203

業者特定理由書

203

【業務委託：予定価格が100万円以下】

名称	総合案内板保守管理業務
特定業者	表示灯株式会社　札幌支社
(特定機種)	
特定理由	総合案内板は、札幌市（経）観光・MICE推進課）が令和元年度より来札観光客への情報発信機能の強化を目的に進めており、「公募型企画競争」により選定された当該事業者が、筐体開発及び専用システムを構築するとともに、当該事業者のサーバを介したデータ管理や専用のシステムを構築している。 南北線さっぽろ駅の総合案内板の製造においても、当該事業者による製造が行われ、既に市内に複数設置されている「総合案内板」の情報と当該事業者が構築している専用システムを介する必要があり、情報の連携を可能とする必要があることから、標記業者占有のシステム連携に関する知識・技術を必要とするため、総合案内板の保守管理業務等が１者に特定されるため。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第１項第１号 札幌市交通局物品・業務契約事務処理要領第49条第1項第２号ア

8232

業者特定理由書

【業務委託：予定価格が 200 万円以下】

名　　称	大谷地駅連絡通路管理業務
特定業者	西新サービス株式会社
（特定機種）	
特定理由	本業務は、東西線大谷地駅のコンコースと大谷地バスターミナル間の通路に設置しているシャッターの開閉作業及び監視盤によるエスカレーターの管理を行うものであります。 本業務は、毎日の履行が不可欠であるものの、それぞれの業務は、早朝・深夜等、数十分程度で完了し、１日あたり、1時間 40 分程度の短い作業時間であり、更に、エスカレーターを管理する監視盤は大谷地バスターミナル管理室に設置していることから、本業務を大谷地バスターミナルにおいて、同様の管理業務を履行している標記業者に発注することにより、大谷地バスターミナルと連動した管理を行うことができるため、乗り継ぎ等の利用者へ便宜が図りやすく、サービスの向上が図れる。 また、交通費・拘束時間に対する人件費を縮減できるため、当該業務を単体で委託する場合に比べ、経費が低廉となるなど、当局に有利と認められることから、標記業者を特定いたしたい。
根拠規定	地方公営企業法施行令第２１条の１３第１項第~~十~~6号

8235

業　者　特　定　理　由　書

名　　称	自動扉保守管理業務（ナブコ製）	
特定業者	ナブコシステム株式会社　札幌支店	
特定理由	標記業務の履行にあたっては、製造メーカー占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、標記業者に特定いたしたい。	
	業務の対象となる設備・機器・システム等の名称	自動扉保守業務
	上記設備等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	地下鉄各駅・バスターミナルに設置している自動扉
	上記設備等の製造メーカー	ナブテスコ㈱
	業務内容	上記設備の自動扉の改修・点検・修理・保守を行うもの
	上記設備等の製造メーカーと特命業者との関係	製造メーカーの東日本地区の唯一の代理店 （標記業務については、製造メーカーが業務に必要な資料提供及び技術支援を行いながら自社の代理店に履行させることで、製造メーカーと同等のメンテナンスを提供する業務体制としているため、別紙「代理店証明書」のとおり、製造メーカーの代理店である。）
	業務の履行にメーカー占有の技術・知識・情報等を必要とする具体的な事由	・当該自動扉に採用している技術は、メーカーが開発した独自の技術であり、保守の履行にあたっては、自動扉開閉装置の制御器点検に係る特殊工具の操作を必要とする。この、特殊工具をメーカーが設定した業務手順・作業方法により操作しなければ、整備後の機器が適正に作動しないおそれがあり、当該設備は一般流通品（汎用品）ではないことから、メーカー以外の者では知り得ない知識・情報等を必要とするため
	主たる業務に係る再委託の業者名・業務内容	なし
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	

8236

業者特定理由書

通年業務委託番号　236

名　　称	硬貨計算機保守管理業務(ローレル製)
特定業者	ローレルバンクマシン株式会社　北海道支店
(特定機種)	硬貨計算機(ローレル製)
特定理由	標記業務の履行にあたっては、製造メーカー占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、標記業者に特定して随意契約することといたしたい。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

8239

業者特定理由書

【業務委託：予定価格が100万円以下】

名　　称	アルコール測定器保守業務
特定業者	東海電子株式会社 立川事業所
（特定機種）	
特定理由	標記業務の履行にあたっては、製造メーカー占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、標記業者に特定いたしたい。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第1号 札幌市交通局物品・業務契約事務取扱要領第49条第1項第2号ア

業　者　特　定　理　由　書

名　　称	自動扉保守管理業務（フルテック製）	
特定業者	フルテック株式会社　札幌支店	
特定理由	標記業務の履行にあたっては、製造メーカー占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、標記業者に特定いたしたい。	
	業務の対象となる設備・機器・システム等の名称	自動扉
	上記設備等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	地下鉄各駅・バスターミナルに設置している自動扉
	上記設備等の製造メーカー	寺岡オートドア株式会社
	業務内容	上記設備の自動扉の改修・点検・修理・保守を行うもの
	上記設備等の製造メーカーと特命業者との関係	・製造メーカーの販売店 （標記業務については、製造メーカーが業務に必要な資料提供及び技術支援を行いながら自社の代理店に履行させることで、製造メーカーと同等のメンテナンスを提供する業務体制としているため、別紙「販売店証明書」のとおり、製造メーカーの販売店である。）
	業務の履行にメーカー占有の技術・知識・情報等を必要とする具体的な事由	・当該自動扉に採用している技術は、メーカーが開発した独自の技術であり、保守の履行にあたっては、自動扉開閉装置の制御器点検に係る特殊工具の操作を必要とする。この、特殊工具をメーカーが設定した業務手順・作業方法により操作しなければ、整備後の機器が適正に作動しないおそれがあり、当該設備は一般流通品（汎用品）ではないことから、メーカー以外の者では知り得ない知識・情報等を必要とするため
	主たる業務に係る再委託の業者名・業務内容	なし
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第~~十~~2号	

8249

業者特定理由書

名　　称	AIを用いたお客様案内サービス~~試験~~及び運用業務
特定業者	株式会社ティファナ・ドットコム
特定機種	AIさくらさん
特定理由	本業務は、AIによる多言語での応対機能を導入することでインバウンド対応を効率化し、リモート接客を可能にすることで、お客様に対し安全・安心なサービスを提供し、駅係員の業務負担を軽減することの効果を検証するものである。駅係員の手を介さず様々なお客様に対する対応を十分に実現する必要があるため、AI側でどのようなユーザー（お客様）からの問い合わせであるかを十分に認識した上で、適切かつ正確な回答を行う機能が求められる。 一方、標記業者の提供する「AIさくら」さんは「ユーザーからの問いかけに返答する対話機能」において特許を持っており、ユーザーからの問いかけに対して、ユーザーの属性（年齢・表情・性別）を判別し、音声やテキスト、画像、動画などで最適な案内を行うことができる。これにより利用者は直感的かつ効率的に情報を取得することができるが、これは本特許を取得している当該業者のみが保持する技術である。 以上により、当局の求める仕様で本業務を履行できる業者は一者に特定されることから、本業務の相手方を標記の業者に特命することといたしたい。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

業者特定理由書

名　　称	AIを用いたお客様案内サービス~~試験~~及び運用業務（真駒内駅）
特定業者	株式会社ティファナ・ドットコム
特定機種	AIさくらさん
特定理由	本業務は、AIによる多言語での応対機能を導入することでインバウンド対応を効率化し、リモート接客を可能にすることで、お客様に対し安全・安心なサービスを提供し、駅係員の業務負担を軽減することの効果を検証するものである。駅係員の手を介さず様々なお客様に対する対応を十分に実現する必要があるため、AI側でどのようなユーザー（お客様）からの問い合わせであるかを十分に認識した上で、適切かつ正確な回答を行う機能が求められる。 一方、標記業者の提供する「AIさくら」さんは「ユーザーからの問いかけに返答する対話機能」において特許を持っており、ユーザーからの問いかけに対して、ユーザーの属性（年齢・表情・性別）を判別し、音声やテキスト、画像、動画などで最適な案内を行うことができる。これにより利用者は直感的かつ効率的に情報を取得することができるが、これは本特許を取得している当該業者のみが保持する技術である。 以上により、当局の求める仕様で本業務を履行できる業者は一者に特定されることから、本業務の相手方を標記の業者に特命することといたしたい。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

8-46

業者特定理由書

通年業務委託番号　　〔設備保守等業務委託〕　１技術的要件

名称	駅構内入場許可申請システム運用保守業務	
特定業者	株式会社　大塚商会 札幌支店	
特定理由	標記業務の履行にあたっては、製造メーカー占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、標記業者に特定して随意契約することといたしたい。	
	業務の対象となる設備・機器・システム等の名称	駅構内入場許可申請システム
	上記設備等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	本業務は、従来紙媒体で行ってきた地下鉄駅構内における作業に係る入場手続きを電子化し、事務の簡素化及びＤＸ化を推進するための仕組みを構築する業務
	上記設備等の製造メーカー	株式会社　大塚照会
	業務内容	上記システムの運用に関する点検、問い合わせ対応、障害対応等の保守管理を行うもの
	上記設備等の製造メーカーと特定業者との関係	Boxと業務提携している事業者
	業務の履行にメーカー占有の技術・知識・情報等を必要とする具体的な事由	本件は、駅構内入場許可申請システム運用に係る保守等を行うものであるが、Box社がが独自に開発し構築しているシステムを当局の仕様書に基づきカスタマイズしたものであり、他の事業者では改修や不具合発生時に迅速な対応ができないため。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号	

8301

業者特定理由書

通年業務委託番号　301／　　〔設備保守等業務委託〕　１技術的要件

名　　称	転てつ器他軌道設備保守整備業務	
特定業者	ＢＳ豊平テック株式会社	
特定理由	標記業務の履行にあたっては、製造者占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、標記業者に特定して随意契約することといたしたい。	
	業務の対象となる設備・機器・システム等の名称	地下鉄の本路線及び車両基地に設置している転てつ器他軌道内設備
	上記設備等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	高速電車の路線設備（進路を切換える分岐装置）
	上記設備等の製造者	川崎重工業㈱
	業務内容	上記設備の保守を行うもの
	上記設備等の製造者と特定業者との関係	保守指定会社 （標記業務については、製造者が業務に必要な資料提供及び技術支援を行いながら自社が選定した業者に履行させることで、製造者と同等のメンテナンスを提供する業務体制としており、別紙「保守指定書」のとおり、製造者から指定された会社である。）
	業務の履行に製造者占有の技術・知識・情報等を必要とする具体的な事由	製造者が設定した業務手順・作業方法によらなければ、整備後の機器が適正に作動しないおそれがあり、当該設備は一般流通品（汎用品）ではないことから、製造者以外の者では知り得ない知識・情報等を必要とするため
根拠規定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第１項第２号	

8302

業者特定理由書

通年業務委託番号　302／　　〔設備保守等業務委託〕1技術的要件

名　　称	パンク検知装置保守整備業務	
特定業者	富士電機㈱／北海道支社／	
特定理由	標記業務の履行にあたっては、製造者占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、標記業者に特定して随意契約することといたしたい。	
	業務の対象となる設備・機器・システム等の名称	パンク検知装置
	上記設備等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	地下鉄車両タイヤのパンクを検知する装置であり、電気装置と地上装置で構成されている
	上記設備等の製造者	富士電機㈱
	業務内容	上記設備の保守・点検作業を行うもの
	上記設備等の製造者と特定業者との関係	同一企業
	業務の履行に製造者占有の技術・知識・情報等を必要とする具体的な事由	製造者が設定した業務手順・作業方法によらなければ、整備後の機器が適正に作動しないおそれがあり、当該設備は一般流通品（汎用品）ではないことから、製造者以外の者では知り得ない知識・情報等を必要とするため
	主たる業務に係る再委託の業者名・業務内容	日鉄テックスエンジ㈱：地上装置の機械に属する整備業務
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	

8306

業者特定理由書

通年業務委託番号　306　　〔設備保守等業務委託〕1技術的要件

名　　称	昇降機設備保守業務（東芝製）	
特定業者	東芝エレベータ㈱　北海道支社	
特定理由	標記業務の履行にあたっては、製造者占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、標記業者に特定して随意契約することといたしたい。	
	業務の対象となる設備・機器・システム等の名称	エレベーター及びエスカレーター
	上記設備等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	地下鉄各駅に設置している、旅客が利用するための設備
	上記設備等の製造者	東芝エレベータ株式会社
	業務内容	エレベーター及びエスカレーターの点検整備
	上記設備等の製造者と特定業者との関係	同一企業
	業務の履行に製造者占有の技術・知識・情報等を必要とする具体的な事由	当該機器の安全基準及び調整基準は、製造者が建築基準法と製造者の研究により独自に制定されたものであり、製造者しか知り得ない情報が含まれているため。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	

8307

業者特定理由書

通年業務委託番号 307　　〔設備保守等業務委託〕1技術的要件

名　　称	昇降機設備保守業務(日立製)	
特定業者	株式会社日立ビルシステム 北海道支社	
特定理由	標記業務の履行にあたっては、製造者占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、標記業者に特定して随意契約することといたしたい。	
	業務の対象となる設備・機器・システム等の名称	エレベーター及びエスカレーター
	上記設備等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	地下鉄各駅に設置している、旅客が利用するための設備
	上記設備等の製造者	株式会社日立製作所
	業務内容	エレベーター及びエスカレーターの点検整備
	上記設備等の製造者と特定業者との関係	上記製造者製品のメンテナンス業務を事業としているグループ会社 (製造者は自社製品のメンテナンス等をグループ会社である標記業者に移管しており、標記業務について製造者と同等の技術・知識等を有すると認められる会社である。)
	業務の履行に製造者占有の技術・知識・情報等を必要とする具体的な事由	当該機器の安全基準及び調整基準は、製造者が建築基準法と製造者の研究により独自に制定されたものであり、製造者しか知り得ない情報が含まれているため。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	

8308

業者特定理由書

通年業務委託番号　308　　〔設備保守等業務委託〕1技術的要件

名　　称	昇降機設備保守業務（三菱製）	
特定業者	三菱電機ビルソリューションズ株式会社　北海道支社	
特定理由	標記業務の履行にあたっては、製造者占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、標記業者に特定して随意契約することといたしたい。	
	業務の対象となる設備・機器・システム等の名称	エレベーター及びエスカレーター
	上記設備等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	地下鉄各駅に設置している、旅客が利用するための設備
	上記設備等の製造者	三菱電機株式会社
	業務内容	エレベーター及びエスカレーターの点検整備
	上記設備等の製造者と特定業者との関係	上記製造者製品のメンテナンス業務を事業としているグループ会社 （製造者は自社製品のメンテナンス等をグループ会社の事業とする組織体制としており、標記業務について製造者と同等の技術・知識等を有すると認められる会社である。）
	業務の履行に製造者占有の技術・知識・情報等を必要とする具体的な事由	当該機器の安全基準及び調整基準は、製造者が建築基準法と製造者の研究により独自に制定されたものであり、製造者しか知り得ない情報が含まれているため。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	

8309

業者特定理由書

通年業務委託番号　309　　〔設備保守等業務委託〕1技術的要件

名　　称	南北線昇降機設備保守業務(ダイコー製)	
特定業者	ダイコー株式会社 札幌営業所	
特定理由	標記業務の履行にあたっては、製造者占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、標記業者に特定して随意契約することといたしたい。	
	業務の対象となる設備・機器・システム等の名称	エレベーター
	上記設備等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	地下鉄各駅に設置している、旅客が利用するための設備
	上記設備等の製造者	ダイコー株式会社
	業務内容	エレベーターの点検・整備を行う。
	上記設備等の製造者と特定業者との関係	同一企業
	業務の履行に製造者占有の技術・知識・情報等を必要とする具体的な事由	当該機器の安全基準及び整備基準は、製造者が建築基準法と製造者の研究により独自に制定されたものであり、製造者しか知り得ない情報が含まれているため。
	主たる業務に係る再委託の業者名・業務内容	
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	

8310

業者特定理由書

通年業務委託番号　310

〔設備保守等業務委託〕1技術的要件

名　　称	昇降機設備保守業務（フジテック製）	
特定業者	フジテック株式会社 北海道支店	
特定理由	標記業務の履行にあたっては、製造者占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、標記業者に特定して随意契約することといたしたい。	
	業務の対象となる設備・機器・システム等の名称	エレベーター及びエスカレーター
	上記設備等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	地下鉄各駅に設置している、旅客が利用するための設備
	上記設備等の製造者	フジテック株式会社
	業務内容	エレベーター及びエスカレーターの点検整備
	上記設備等の製造者と特定業者との関係	同一企業
	業務の履行に製造者占有の技術・知識・情報等を必要とする具体的な事由	当該機器の安全基準及び調整基準は、製造者が建築基準法と製造者の研究により独自に制定されたものであり、製造者しか知り得ない情報が含まれているため。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	

8311

業者特定理由書

通年業務委託番号　311　　〔設備保守等業務委託〕1技術的要件

名　　称	昇降機設備保守業務（日本オーチス製）	
特定業者	日本オーチス・エレベータ株式会社　北海道支店	
特定理由	標記業務の履行にあたっては、製造者占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、標記業者に特定して随意契約することといたしたい。	
	業務の対象となる設備・機器・システム等の名称	エレベーター及びエスカレーター
	上記設備等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	地下鉄各駅に設置している、旅客が利用するための設備
	上記設備等の製造者	日本オーチス・エレベータ株式会社
	業務内容	エレベーター及びエスカレーターの点検整備
	上記設備等の製造者と特定業者との関係	同一企業
	業務の履行に製造者占有の技術・知識・情報等を必要とする具体的な事由	当該機器の安全基準及び調整基準は、製造者が建築基準法と製造者の研究により独自に制定されたものであり、製造者しか知り得ない情報が含まれているため。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	

8313

業者特定理由書

通年業務委託番号　313　　〔設備保守等業務委託〕 1技術的要件

名　　称	可動式ホーム柵保守業務（三菱製）	
特定業者	三菱電機プラントエンジニアリング㈱東日本本部北海道支社	
特定理由	標記業務の履行にあたっては、メーカー占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、標記業者に特定して随意契約することといたしたい。	
	業務の対象となる設備・機器・システム等の名称	可動式ホーム柵
	上記設備等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	
	上記設備等のメーカー	三菱電機㈱
	業務内容	上記設備の点検・修理・保守を行なう
	上記設備等のメーカーと特定業者との関係	・上記メーカー製品のメンテナンス業務を事業としているグループ会社 （メーカーは自社製品のメンテナンス等をグループ会社の事業とする組織体制としており、標記業務についてメーカーと同等の技術・知識等を有すると認められる会社である。）
	業務の履行にメーカー占有の技術・知識・情報等を必要とする具体的な事由	・メーカーが設定した業務手順・作業方法によらなければ、整備後の機器が適正に作動しないおそれがあり、当該設備は一般流通品（汎用品）ではないことから、メーカー以外の者では知り得ない知識・情報等を必要とするため
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	

8315

業者特定理由書

通年業務委託番号　３１５　　〔設備保守等業務委託〕１技術的要件

名　　称	東西線防災集中監視装置保守業務	
特定業者	富士通Ｊａｐａｎ株式会社　東日本公共ビジネス統括部（北海道）	
特定理由	標記業務の履行にあたっては、メーカー占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、標記業者に特定して随意契約することといたしたい。	
	業務の対象となる設備・機器・システム等の名称	防災用集中監視装置
	上記設備等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	
	上記設備等のメーカー	富士通㈱
	業務内容	上記設備の保守を行うもの
	上記設備等のメーカーと特定業者との関係	特定業者は製造者である富士通㈱と本装置を含む自治体事業の承継契約を締結しているグループ会社であり、制造者と同等の技術・知識等を有すると認められる会社である。
	業務の履行にメーカー占有の技術・知識・情報等を必要とする具体的な事由	製造者が構築した防災集中監視装置を構成する各機器の適正な連携を確保するには、製造者のみが保有する詳細な設計データが必要であるため。 また、製造者が推奨する適正な作動確認を行うには、設備の構造等に関する詳細な知識を必要とするが、当該設備は汎用品ではないことから、製造者以外では知り得ない情報が含まれているため。
根拠規定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第１項第２号	

8316

業者特定理由書

通年業務委託番号　316　　〔設備保守等業務委託〕1技術的要件

名　　称	東豊線防災集中監視装置保守業務	
特定業者	富士通Ｊａｐａｎ株式会社　東日本公共ビジネス統括部（北海道）	
特定理由	標記業務の履行にあたっては、メーカー占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、標記業者に特定して随意契約することといたしたい。	
	業務の対象となる設備・機器・システム等の名称	防災用集中監視装置
	上記設備等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	
	上記設備等のメーカー	富士通㈱
	業務内容	上記設備の保守を行うもの
	上記設備等のメーカーと特定業者との関係	特定業者は製造者である富士通㈱と本装置を含む自治体事業の承継契約を締結しているグループ会社であり、制造者と同等の技術・知識等を有すると認められる会社である。
	業務の履行にメーカー占有の技術・知識・情報等を必要とする具体的な事由	製造者が構築した防災集中監視装置を構成する各機器の適正な連携を確保するには、製造者のみが保有する詳細な設計データが必要であるため。 また、製造者が推奨する適正な作動確認を行うには、設備の構造等に関する詳細な知識を必要とするが、当該設備は汎用品ではないことから、製造者以外では知り得ない情報が含まれているため。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	

8317

業者特定理由書

通年業務委託番号　317　　〔設備保守等業務委託〕1技術的要件

名　　称	可動式ホーム柵保守業務（日立製）	
特定業者	㈱日立パワーソリューションズ　フロント営業統括部	
特定理由	標記業務の履行にあたっては、メーカー占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、標記業者に特定して随意契約することといたしたい。	
	業務の対象となる設備・機器・システム等の名称	可動式ホーム柵
	上記設備等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	
	上記設備等のメーカー	㈱日立製作所
	業務内容	上記設備の点検・修理・保守を行なう
	上記設備等のメーカーと特定業者との関係	・上記メーカー製品のメンテナンス業務を事業としているグループ会社 （メーカーは自社製品のメンテナンス等をグループ会社の事業とする組織体制としており、標記業務についてメーカーと同等の技術・知識等を有すると認められる会社である。）
	業務の履行にメーカー占有の技術・知識・情報等を必要とする具体的な事由	・メーカーが設定した業務手順・作業方法によらなければ、整備後の機器が適正に作動しないおそれがあり、当該設備は一般流通品（汎用品）ではないことから、メーカー以外の者では知り得ない知識・情報等を必要とするため
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	

8324

業者特定理由書

324

【業務委託：予定価格が100万円以下】

名　　称	東車両基地集中監視装置保守業務
特定業者	能美防災㈱ 北海道支社
（特定機種）	集中監視装置
特定理由	本件は、集中監視装置の点検整備を行うものであり、業務の履行にあたっては、集中監視装置に関する製造者占有の知識・技術等を必要とし、履行可能者が標記業者1者に限定されるため。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第1号 札幌市交通局物品・業務契約事務取扱要領第49条第1項第2号ア

8325

業者特定理由書

通年業務委託番号　325　　〔設備保守等業務委託〕1技術的要件

名　　称	東車両基地自動回送関連装置保守業務	
特定業者	ホーチキ㈱北海道支店	
特定理由	標記業務の履行にあたっては、メーカー占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、標記業者に特定して随意契約することといたしたい。	
	業務の対象となる設備・機器・システム等の名称	自動回送関連装置
	上記設備等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	東車両基地に設備されている無人運転にて列車回送を行うシステムの現場操作盤や非常停止ボタン、電気錠などの関連装置
	上記設備等のメーカー	ホーチキ㈱
	業務内容	上記設備の保守・点検作業を行うもの
	上記設備等のメーカーと特定業者との関係	同一企業
	業務の履行にメーカー占有の技術・知識・情報等を必要とする具体的な事由	自動回送関連装置の適正な作動確認を行うには、製造者のみが保有する関連機器との通信システムや設備の構造等に関する詳細な知識に加え、製造者が設定した作業手順が必要となり、当該設備は汎用品ではないことから、製造者以外の者では知り得ない情報が含まれているため。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	

8326

業者特定理由書

通年業務委託番号　326　　〔設備保守等業務委託〕 1技術的要件

名　　称	ボイラー設備保守業務(川重冷熱製)	
特定業者	川重冷熱工業株式会社　札幌支店	
特定理由	標記業務の履行にあたっては、製造者占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、標記業者に特定して随意契約することといたしたい。	
	業務の対象となる設備・機器・システム等の名称	ボイラー設備
	上記設備等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	札幌市高速電車部東車両基地、西車両基地、南車両基地の空調および給湯用に蒸気を供給する装置
	上記設備等のメーカー	川重冷熱工業株式会社
	業務内容	ボイラー、第一種圧力容器及び付属機器について、点検、整備、調整、修理を行うもの
	上記設備等のメーカーと特定業者との関係	同一企業
	業務の履行にメーカー占有の技術・知識・情報等を必要とする具体的な事由	当該機器の安全基準及び整備基準は、製造者が建築基準法と製造者の研究により独自に制定されたものであり、製造者しか知り得ない情報が含まれているため。
根拠規定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第1項第2号	

8327

業者特定理由書

327

【業務委託：予定価格が100万円以下】

名　　称	共聴アンテナ保守点検
特定業者	六興通信工業株式会社
（特定機種）	
特定理由	本業務は、南北線高架（シェルター）にある、テレビ受信障害対策のための共聴アンテナ設備の保守点検を行うものである。 当該設備は地下鉄施設が原因で発生している自衛隊前駅地区のテレビ受信障害を解消するための設備であり、故障時・破損時には対象地域の社会生活に大きな影響を及ぼす可能性がある。 業務の履行にあたっては当該アンテナの設置条件及び近隣の現場状況に精通し、駅舎及び特有の構造を持つシェルターでの点検ノウハウを持つ業者でなければ安全かつ確実に履行することができない。ならびに24時間緊急対応可能な体制を確保し、これまでの保守履歴等の情報に基づき、最も的確で迅速な障害点検業務を実施していくことが求められる。 標記業者は、別紙のとおり設備納入業者より当該設備に関する専門知識及び技術情報を唯一提供された保守業者であるため、上記の要件を満たす業者として特定いたしたい。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第1号 札幌市交通局物品・業務契約事務処理要領第49条第1項第2号ア

8 341

業者特定理由書

通年業務委託番号　341　〔設備保守等業務委託〕1技術的要件

名称	本局庁舎エレベーター保守業務(三菱製)	
特定業者	三菱電機ビルソリューションズ㈱北海道支社	
特定理由	標記業務の履行にあたっては、製造者占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、標記業者に特定して随意契約することといたしたい。	
	業務の対象となる設備・機器・システム等の名称	エレベーター
	上記設備等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	
	上記設備等の製造者	三菱電機株式会社
	業務内容	エレベーターの点検整備
	上記設備等の製造者と特命業者との関係	上記製造者製品のメンテナンス業務を事業としているグループ会社 (製造者は自社製品のメンテナンス等をグループ会社の事業とする組織体制としており、標記業務について製造者と同等の技術・知識等を有すると認められる会社である。)
	業務の履行に製造者占有の技術・知識・情報等を必要とする具体的な事由	当該機器の安全基準及び調整基準は、製造者が建築基準法と製造者の研究により独自に制定されたものであり、製造者しか知り得ない情報が含まれているため。
	主たる業務に係る再委託の業者名・業務内容	なし
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	

8 352

業者特定理由書

通年業務委託番号　352　　〔設備保守等業務委託〕1技術的要件

名　　称	案内軌条及び走行路保守業務	
特定業者	日本軌道工業株式会社　札幌営業所	
特定理由	標記業務の履行にあたっては、設計・施工業者占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、標記業者に特定して随意契約することといたしたい。	
	業務の対象となる設備・機器・システム等の名称	案内軌条・走行軌条等列車走行路に必要な設備
	上記設備等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	
	上記設備等の設計・施工業者	日本軌道工業株式会社
	業務内容	上記設備の保守・点検・補修を行うもの
	上記設備等の設計・施工業社と特定業者との関係	同一企業
	業務の履行に必要となる技術・知識・情報等の具体的な事由	特定の業務手順・作業方法によらなければ、整備後の車両走行に支障を来たす恐れがあり、また、当該施設は、当局独自の設計により施工を行った上記企業しか保有していない専門的技術・知識等を必要とするため。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第2号・6号	

8353

業者特定理由書

【業務委託：予定価格が100万円以下】

名　　称	施設図面管理システム保守業務
特定業者	株式会社　サンコー
（特定機種）	
特定理由	本件は、施設図面管理システムの改修・保守・修理等を行うものであり、業務の履行にあたっては、同システムの開発者である標記業者占有の知識・技術等を必要とし、履行可能者が標記業者1者に限定されるため。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第1号 札幌市交通局物品・業務契約事務処理要領第49条第1項第2号ア

8401

業者特定理由書

通年業務委託番号　401　　〔設備保守等業務委託〕1技術的要件

名　　称	南北線車両重要部・全般検査整備業務（機械関係）	
特定業者	札幌交通機械株式会社	
特定理由	標記業務の履行にあたっては、メーカー占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、標記業者に特定して随意契約することといたしたい。	
	業務の対象となる設備・機器・システム等の名称	地下鉄南北線車両の車体、台車、艤装（合図装置・集電装置・暖房装置等）、空制（ブレーキ装置・空気圧縮装置等）
	上記設備等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	車両を構成する主たる装置等
	上記設備等のメーカー	川崎車両㈱
	業務内容	上記車両について、鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成13年国土交通省令第151号）に基づき、重要部・全般検査を行うもの
	上記設備等のメーカーと特定業者との関係	・保守指定会社 （標記業務については、メーカーが業務に必要な資料提供及び技術支援を行いながら自社が選定した業者に履行させることで、メーカーと同等のメンテナンスを提供する業務体制としており、別紙「保守指定書」のとおり、メーカーから指定された会社である。）
	業務の履行にメーカー占有の技術・知識・情報等を必要とする具体的な事由	当該車両は、本市独自の仕様によりメーカーが技術開発した車両であり、当該検査・整備の履行にあたっては、製造会社が設定した検査手順・整備方法によらなければ、整備後の機器が適正に作動しないおそれがある。 当該車両はゴムタイヤを採用するなど、メーカーが研究開発した技術が多々採用されており、メーカー以外の者では知り得ない知識・情報等を必要とするため。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	

8402

業者特定理由書

通年業務委託番号　４０２　〔設備保守等業務委託〕１技術的要件

名称	東西線車両重要部・全般検査整備業務（機械関係）	
特定業者	札幌交通機械株式会社	
特定理由	標記業務の履行にあたっては、メーカー占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、標記業者に特定して随意契約することといたしたい。	
	業務の対象となる設備・機器・システム等の名称	地下鉄東西線車両の車体、台車、艤装（合図装置・集電装置・暖房装置等）、空制（ブレーキ装置・空気圧縮装置等）
	上記設備等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	車両を構成する主たる装置等
	上記設備等のメーカー	川崎車両㈱
	業務内容	上記車両について、鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成13年国土交通省令第151号）に基づき、重要部・全般検査を行うもの
	上記設備等のメーカーと特定業者との関係	保守指定会社 （標記業務については、メーカーが業務に必要な資料提供及び技術支援を行いながら自社が選定した業者に履行させることで、メーカーと同等のメンテナンスを提供する業務体制としており、別紙「保守指定書」のとおり、メーカーから指定された会社である。）
	業務の履行にメーカー占有の技術・知識・情報等を必要とする具体的な事由	当該車両は、本市独自の仕様によりメーカーが技術開発した車両であり、当該検査・整備の履行にあたっては、メーカーが設定した検査手順・整備方法によらなければ、整備後の機器が適正に作動しないおそれがある。 当該車両はゴムタイヤを採用するなど、メーカーが研究開発した技術が多々採用されており、メーカー以外の者では知り得ない知識・情報等を必要とするため。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号	

業者特定理由書

通年業務委託番号　403　〔設備保守等業務委託〕1技術的要件

名称	東豊線車両重要部・全般検査整備業務（機械関係）	
特定業者	札幌交通機械株式会社	
特定理由	標記業務の履行にあたっては、メーカー占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、標記業者に特定して随意契約することといたしたい。	
	業務の対象となる設備・機器・システム等の名称	地下鉄東豊線車両の車体、台車、艤装（合図装置・集電装置・暖房装置等）、空制（ブレーキ装置・空気圧縮装置）
	上記設備等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	車両を構成する主たる装置等
	上記設備等のメーカー	川崎車両株式会社
	業務内容	上記車両について、鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成13年国土交通省令第151号）に基づき、重要部・全般検査を行うもの
	上記設備等のメーカーと特定業者との関係	保守指定会社 （標記業務については、メーカーが業務に必要な資料提供及び技術支援を行いながら自社が選定した業者に履行させることで、メーカーと同等のメンテナンスを提供する業務体制としており、別紙「保守指定書」のとおり、メーカーから指定された会社である。）
	業務の履行にメーカー占有の技術・知識・情報等を必要とする具体的な事由	当該車両は、本市独自の仕様によりメーカーが技術開発した車両であり、当該検査・整備の履行にあたっては、メーカーが設定した検査手順・整備方法によらなければ、整備後の機器が適正に作動しないおそれがある。 当該車両はゴムタイヤを採用するなど、メーカーが研究開発した技術が多々採用されており、メーカー以外の者では知り得ない知識・情報等を必要とするため。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号	

8404

業者特定理由書

通年業務委託番号　404　〔設備保守等業務委託〕1技術的要件

名称	南北線車両重要部・全般検査整備業務（制御関係）	
特定業者	日鉄テックスエンジ株式会社　札幌北都営業所	
特定理由	標記業務の履行にあたっては、メーカー占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、標記業者に特定して随意契約することといたしたい。	
	業務の対象となる設備・機器・システム等の名称	地下鉄南北線車両の制御関係（VVVF装置・SIV装置・主電動機・制御補器等）
	上記設備等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	車両を構成する主たる装置等
	上記設備等のメーカー	㈱日立製作所、三菱電機㈱、東芝インフラテクノサービス㈱
	業務内容	上記車両について、鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成13年国土交通省令第151号）に基づき、重要部・全般検査を行うもの
	上記設備等のメーカーと特定業者との関係	・保守指定会社 （標記業務については、メーカーが業務に必要な資料提供及び技術支援を行いながら自社が選定した業者に履行させることで、メーカーと同等のメンテナンスを提供する業務体制としており、別紙「保守指定書」のとおり、メーカーから指定された会社である。）
	業務の履行にメーカー占有の技術・知識・情報等を必要とする具体的な事由	メーカーが設定した業務手順・作業方法によらなければ、整備後の機器が適正に作動しないおそれがあり、当該機器は一般流通品（汎用品）ではないことから、メーカー以外の者では知り得ない知識・情報等を必要とするため。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号	

業者特定理由書

通年業務委託番号　405　〔設備保守等業務委託〕1技術的要件

名称	東西線車両重要部・全般検査整備業務（制御関係）	
特定業者	日鉄テックスエンジ株式会社　札幌北都営業所	
特定理由	標記業務の履行にあたっては、メーカー占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、標記業者に特定して随意契約することといたしたい。	
	業務の対象となる設備・機器・システム等の名称	地下鉄東西線車両の制御関係（ＶＶＶＦ装置・ＳＩＶ装置・主電動機・制御補器等）
	上記設備等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	車両を構成する主たる装置等
	上記設備等のメーカー	㈱日立製作所、三菱電機㈱、 ㈱東芝、富士電機㈱
	業務内容	上記車両について、鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成13年国土交通省令第151号）に基づき、重要部・全般検査を行うもの
	上記設備等のメーカーと特定業者との関係	保守指定会社 （標記業務については、メーカーが業務に必要な資料提供及び技術支援を行いながら自社が選定した業者に履行させることで、メーカーと同等のメンテナンスを提供する業務体制としており、別紙「保守指定書」のとおり、メーカーから指定された会社である。）
	業務の履行にメーカー占有の技術・知識・情報等を必要とする具体的な事由	メーカーが設定した業務手順・作業方法によらなければ、整備後の機器が適正に作動しないおそれがあり、当該機器は一般流通品（汎用品）ではないことから、メーカー以外の者では知り得ない知識・情報等を必要とするため。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号	

8406

業者特定理由書

通年業務委託番号　406　　〔設備保守等業務委託〕 1技術的要件

名称	東豊線車両重要部・全般検査整備業務（制御関係）	
特定業者	日鉄テックスエンジ株式会社　札幌北都営業所	
特定理由	標記業務の履行にあたっては、メーカー占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、標記業者に特定して随意契約することといたしたい。	
	業務の対象となる設備・機器・システム等の名称	地下鉄東豊線車両の制御関係（ＶＶＶＦ装置・ＳＩＶ装置・主電動機・制御補器等）
	上記設備等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	車両を構成する主たる装置等
	上記設備等のメーカー	㈱日立製作所、三菱電機㈱、㈱東芝
	業務内容	上記車両について、鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成13年国土交通省令第151号）に基づき、重要部・全般検査を行うもの
	上記設備等のメーカーと特定業者との関係	保守指定会社 （標記業務については、メーカーが業務に必要な資料提供及び技術支援を行いながら自社が選定した業者に履行させることで、メーカーと同等のメンテナンスを提供する業務体制としており、別紙「保守指定書」のとおり、メーカーから指定された会社である。）
	業務の履行にメーカー占有の技術・知識・情報等を必要とする具体的な事由	メーカーが設定した業務手順・作業方法によらなければ、整備後の機器が適正に作動しないおそれがあり、当該機器は一般流通品（汎用品）ではないことから、メーカー以外の者では知り得ない知識・情報等を必要とするため。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号	

8407

業者特定理由書

通年業務委託番号　407　〔設備保守等業務委託〕1技術的要件

名称	南北線車両重要部・全般検査整備業務（信号関係）	
特定業者	札幌日信電子株式会社	
特定理由	標記業務の履行にあたっては、メーカー占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、標記業者に特定して随意契約することといたしたい。	
	業務の対象となる設備・機器・システム等の名称	地下鉄南北線車両の信号関係（自動列車制御装置・列車検知装置・放送装置・列車無線装置等）
	上記設備等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	車両を構成する主たる装置等
	上記設備等のメーカー	日本信号株式会社
	業務内容	上記車両について、鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成13年国土交通省令第151号）に基づき、重要部・全般検査を行うもの
	上記設備等のメーカーと特定業者との関係	上記メーカー製品のメンテナンス業務を事業としているグループ会社 （メーカーは自社製品のメンテナンス等をグループ会社の事業とする組織体制としており、別紙「保守指定書」のとおり、メーカーから指定された会社である。）
	業務の履行にメーカー占有の技術・知識・情報等を必要とする具体的な事由	メーカーが設定した業務手順・作業方法によらなければ、整備後の機器が適正に作動しないおそれがあり、当該設備は一般流通品（汎用品）ではないことから、メーカー以外の者では知り得ない知識・情報等を必要とするため。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号	

8408

業者特定理由書

通年業務委託番号　４０８　　〔設備保守等業務委託〕１技術的要件

名称	東西線車両重要部・全般検査整備業務（信号関係）	
特定業者	札幌日信電子株式会社	
特定理由	標記業務の履行にあたっては、メーカー占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、標記業者に特定して随意契約することといたしたい。	
	業務の対象となる設備・機器・システム等の名称	地下鉄東西線車両の信号関係（自動列車制御装置・列車検知装置・放送装置・列車無線装置等）
	上記設備等の用途・性能 **※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可**	車両を構成する主たる装置等
	上記設備等のメーカー	日本信号株式会社
	業務内容	上記車両について、鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成13年国土交通省令第151号）に基づき、重要部・全般検査を行うもの
	上記設備等のメーカーと特定業者との関係	・上記メーカー製品のメンテナンス業務を事業としているグループ会社 （メーカーは自社製品のメンテナンス等をグループ会社の事業とする組織体制としており、別紙「保守指定書」のとおり、メーカーから指定された会社である。）
	業務の履行にメーカー占有の技術・知識・情報等を必要とする具体的な事由	メーカーが設定した業務手順・作業方法によらなければ、整備後の機器が適正に作動しないおそれがあり、当該設備は一般流通品（汎用品）ではないことから、メーカー以外の者では知り得ない知識・情報等を必要とするため。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号	

業者特定理由書

通年業務委託番号　409　　〔設備保守等業務委託〕1技術的要件

名称	東豊線車両重要部・全般検査整備業務（信号関係）	
特定業者	札幌日信電子株式会社	
特定理由	標記業務の履行にあたっては、メーカー占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、標記業者に特定して随意契約することといたしたい。	
	業務の対象となる設備・機器・システム等の名称	地下鉄東豊線車両の信号関係（自動列車制御装置・列車検知装置・放送装置・列車無線装置等）
	上記設備等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	車両を構成する主たる装置
	上記設備等のメーカー	日本信号株式会社
	業務内容	上記車両について、鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成13年国土交通省令第151号）に基づき、重要部・全般検査を行うもの。
	上記設備等のメーカーと特定業者との関係	保守指定会社 （標記業務については、メーカーが業務に必要な資料提供及び技術支援を行いながら自社が選定した業者に履行させることで、メーカーと同等のメンテナンスを提供する業務体制としており、別紙「保守指定書」のとおり、メーカーから指定された会社である。）
	業務の履行にメーカー占有の技術・知識・情報等を必要とする具体的な事由	メーカーが設定した業務手順・作業方法によらなければ、整備後の機器が適正に作動しないおそれがあり、当該設備は一般流通品（汎用品）ではないことから、メーカー以外の者では知り得ない知識・情報等を必要とするため
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号	

業者特定理由書

通年業務委託番号　410　〔設備保守等業務委託〕1技術的要件

名称	南北線検車業務	
特定業者	札幌川重車両エンジニアリング株式会社	
特定理由	標記業務の履行にあたっては、メーカー占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、標記業者に特定して随意契約することといたしたい。	
	業務の対象となる設備・機器・システム等の名称	地下鉄南北線車両
	上記設備等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	
	上記設備等のメーカー	川崎車両㈱
	業務内容	上記車両について、鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成13年国土交通省令第151号）に基づき、状態機能検査（月検査）及び列車検査等を行うもの
	上記設備等のメーカーと特定業者との関係	上記メーカー製品のメンテナンス業務を事業としているグループ会社 （メーカーは自社製品のメンテナンス等をグループ会社の事業とする組織体制としており、標記業務についてメーカーと同等の技術・知識等を有すると認められる会社である。）
	業務の履行にメーカー占有の技術・知識・情報等を必要とする具体的な事由	当該車両は、本市独自の仕様により技術開発した車両であり、当該検車の履行にあたっては、メーカーが設定した検査手順・作業方法によらなければ、検査後の機器が適正に作動しないおそれがある。 当該車両はゴムタイヤを採用するなど、メーカーが研究開発した技術が多々採用されており、メーカー以外の者では知り得ない知識・情報等を必要とするため。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号	

業者特定理由書

通年業務委託番号　411　〔設備保守等業務委託〕1技術的要件

名称	東西線検車業務	
特定業者	札幌川重車両エンジニアリング株式会社	
特定理由	標記業務の履行にあたっては、メーカー占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、標記業者に特定して随意契約することといたしたい。	
	業務の対象となる設備・機器・システム等の名称	地下鉄東西線車両
	上記設備等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	
	上記設備等のメーカー	川崎車両㈱
	業務内容	上記車両について、鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成13年国土交通省令第151号）に基づき、状態機能検査（月検査）及び列車検査等を行うもの。
	上記設備等のメーカーと特定業者との関係	・上記製造会社製品のメンテナンス業務を事業としているグループ会社 （メーカーは自社製品のメンテナンス等をグループ会社の事業とする組織体制としており、別紙「保守指定書」のとおり、メーカーから指定された会社である。）
	業務の履行にメーカー占有の技術・知識・情報等を必要とする具体的な事由	当該車両は、本市独自の仕様によりメーカーが技術開発した車両であり、当該検車の履行にあたっては、メーカーが設定した検査手順・作業方法によらなければ、検査後の機器が適正に作動しないおそれがある。 当該車両はゴムタイヤを採用するなど、メーカーが研究開発した技術が多々採用されており、メーカー以外の者では知り得ない知識・情報等を必要とするため。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号	

8412

業者特定理由書

通年業務委託番号　412　　〔設備保守等業務委託〕1技術的要件

名称	東豊線検車業務	
特定業者	札幌川重車両エンジニアリング株式会社	
特定理由	標記業務の履行にあたっては、メーカー占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、標記業者に特定して随意契約することといたしたい。	
	業務の対象となる設備・機器・システム等の名称	地下鉄東豊線車両
	上記設備等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	
	上記設備等のメーカー	川崎車両株式会社
	業務内容	上記車両について、鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成13年国土交通省令第151号）に基づき、状態機能検査（月検査）及び列車検査等を行うもの
	上記設備等のメーカーと特定業者との関係	・上記メーカー製品のメンテナンス業務を事業としているグループ会社 （メーカーは自社製品のメンテナンス等をグループ会社の事業とする組織体制としており、別紙「保守指定書」のとおり、メーカーから指定された会社である。）
	業務の履行にメーカー占有の技術・知識・情報等を必要とする具体的な事由	当該車両は、本市独自の仕様によりメーカーが技術開発した車両であり、当該検車の履行にあたっては、メーカーが設定した検査手順・作業方法によらなければ、検査後の機器が適正に作動しないおそれがある。 当該車両はゴムタイヤを採用するなど、メーカーが研究開発した技術が多々採用されており、メーカー以外の者では知り得ない知識・情報等を必要とするため。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号	

8452

業者特定理由書

通年業務委託番号　４５２　　〔設備保守等業務委託〕１技術的要件

名　　称	電車線設備保守（南北線・東西線・東豊線）	
特定業者	日本電設工業株式会社　北海道支店	
特定理由	標記業務の履行にあたっては、メーカー占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、標記業者に特定して随意契約することといたしたい。	
	業務の対象となる設備・機器・システム等の名称	電車線設備
	上記設備等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	地下鉄車両に電力を供給する設備等
	上記設備等のメーカー	日本電設工業株式会社
	業務内容	上記設備の製造・改修・点検・修理・保守を行うもの
	上記設備等のメーカーと特定業者との関係	・同一企業
	業務の履行にメーカー占有の技術・知識・情報等を必要とする具体的な事由	・業務の履行にあたっては、当該設備が汎用品ではなく製造会社以外の者では知りえない情報が含まれており、製造会社占有の技術及び知識が必要であるため。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	

8453

業者特定理由書

通年業務委託番号　４５３　　〔設備保守等業務委託〕 1技術的要件

名　　称	受変電設備保守	
特定業者	株式会社 北海道ジーエス・ユアサ サービス	
特定理由	標記業務の履行にあたっては、メーカー占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、標記業者に特定して随意契約することといたしたい。	
	業務の対象となる設備・機器・システム等の名称	変電所設備及び電気室設備
	上記設備等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	地下鉄設備に電力を供給する設備
	上記設備等のメーカー	㈱明電舎、㈱東芝、三菱電機㈱、富士電機㈱、㈱日立製作所、㈱GSユアサ、㈱京三製作所
	業務内容	上記設備の点検・保守を行うもの
	上記設備等のメーカーと特定業者との関係	当該受変電設備の保守点検に関し、上記メーカー全社と契約及び相互協力協定を締結している会社
	業務の履行にメーカー占有の技術・知識・情報等を必要とする具体的な事由	メーカーが設定した業務手順・作業方法によらなければ、整備後の機器が適性に作動しない恐れがあり、当該機器は一般流通品（汎用品）ではないことから、メーカー以外のものでは知りえない知識・情報等を必要とするため。
根拠規定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第１項第２号	

業者特定理由書

通年業務委託番号　４５５　　〔設備保守等業務委託〕１技術的要件

名　　称	電力管理システム保守	
特定業者	株式会社　日立パワーソリューションズ　フロント営業統括部	
特定理由	標記業務の履行にあたっては、メーカー占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、標記業者に特定して随意契約することといたしたい。	
	業務の対象となる設備・機器・システム等の名称	電力管理システム
	上記設備等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	札幌市高速電車の変電所・駅電気室等の自動運転・遠隔操作等の総合管理を行うシステム
	上記設備等のメーカー	株式会社　日立製作所
	業務内容	上記設備の点検・修理・保守を行うもの
	上記設備等のメーカーと特定業者との関係	上記メーカー製品のメンテナンス業務を事業としているグループ会社 （上記メーカーは自社製品のメンテナンス等をグループ会社の事業とする組織体制としており、標記業務についてメーカーと同等の技術・知識等を有すると認められる会社である。）
	業務の履行にメーカー占有の技術・知識・情報等を必要とする具体的な事由	当該設備に採用している電力管理システムに関する技術は、メーカーが開発した独自の技術であり、企業秘密に係る情報が含まれているため メーカーが構築した電力管理システムを構成する各機器の適正な連携を確保するには、メーカーのみが保有する詳細な設計データが必要であるため
根拠規定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第１項第２号	

8456

業者特定理由書

通年業務委託番号　456　　〔設備保守等業務委託〕　1技術的要件

名称	信号保安装置保守	
特定業者	札幌日信電子株式会社	
特定理由	標記業務の履行にあたっては、メーカー占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、標記業者に特定して随意契約することといたしたい。	
	業務の対象となる設備・機器・システム等の名称	信号保安装置
	上記設備等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	地下鉄各線（南北線・東西線・東豊線）に設置している設備で、列車検知装置、連動装置、自動列車制御装置等で構成されている装置。
	上記設備等のメーカー	日本信号株式会社
	業務内容	上記設備の保守・故障対応を行うもの
	上記設備等のメーカーと特定業者との関係	上記設備メーカー製品のメンテナンス業務を事業としているグループ会社。 （メーカーは自社製品のメンテナンス等をグループ会社の事業とする組織体制としており、標記業務についてメーカーと同等の技術・知識等を有すると認められる会社である。）
	業務の履行にメーカー占有の技術・知識・情報等を必要とする具体的な事由	標記装置は、本市独自仕様によりメーカーが製造したものであり、本業務は設備の主体(主体・基盤)部分の保守・故障対応を行うことから、メーカーのみが保有する当該設備の詳細な設計情報を必要とするため。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号	

業者特定理由書

通年業務委託番号　４５７　〔設備保守等業務委託〕１技術的要件

名称	自動案内放送・集中監視装置保守	
特定業者	ﾊﾟﾅｿﾆｯｸ ｺﾈｸﾄ株式会社 現場ｿﾘｭｰｼｮﾝｶﾝﾊﾟﾆｰ 東日本社	
特定理由	標記業務の履行にあたっては、メーカー占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、標記業者に特定して随意契約することといたしたい。	
	業務の対象となる設備・機器・システム等の名称	自動案内放送・集中監視装置
	上記設備等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	地下鉄全駅及び指令所並びに各車両基地に設置している放送設備及び監視カメラ等、東西線及び東豊線のホーム映像監視装置
	上記設備等のメーカー	ﾊﾟﾅｿﾆｯｸ ｺﾈｸﾄ㈱
	業務内容	上記機器の点検・維持管理及び修理
	上記設備等のメーカーと特定業者との関係	同一企業
	業務の履行にメーカー占有の技術・知識・情報等を必要とする具体的な事由	本業務は設備の内部基盤等も含めた点検調整及び部品交換まで行う保守・故障対応を行うことから、メーカーのみが保有する当該設備の詳細な設計情報を必要とするため
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号	

8458

業者特定理由書

通年業務委託番号　458　　〔設備保守等業務委託〕　1技術的要件

名称	故障監視装置保守（南北線他）	
特定業者	富士通Japan株式会社　東日本公共ビジネス統括部（北海道）	
特定理由	標記業務の履行にあたっては、メーカー占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、標記業者に特定して随意契約することといたしたい。	
	業務の対象となる設備・機器・システム等の名称	故障監視装置
	上記設備等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	指令所で２４時間地下鉄設備の故障や状態を監視している設備指令システムに対し、各駅の故障情報及び状態情報を一括収集・処理して伝送する装置
	上記設備等のメーカー	富士通Japan株式会社
	業務内容	上記設備の保守（点検、修理、故障対応等）を行うもの。
	上記設備等のメーカーと特定業者との関係	同一企業
	業務の履行にメーカー占有の技術・知識・情報等を必要とする具体的な事由	メーカーが設定した業務手順・作業方法によらなければ、整備後の機器が適正に作動しないおそれがあり、当該設備は一般流通品（汎用品）ではないことから、メーカー以外の者では知り得ない知識・情報等を必要とするため
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号	

8459

業者特定理由書

通年業務委託番号459　　〔設備保守等業務委託〕　１技術的要件

名称	故障監視装置保守（東西線，東豊線）	
特定業者	ＮＥＣネッツエスアイ株式会社北海道支店	
特定理由	標記業務の履行にあたっては、メーカー占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、標記業者に特定して随意契約することといたしたい。	
	業務の対象となる設備・機器・システム等の名称	故障監視装置
	上記設備等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	指令所で２４時間地下鉄設備の故障や状態を監視している設備指令システムに対し、各駅の故障情報及び状態情報を一括収集・処理して伝送する装置
	上記設備等のメーカー	日本電気株式会社
	業務内容	上記設備の保守（点検・修理・故障対応等）を行うもの
	上記設備等のメーカーと特定業者との関係	上記メーカー製品のメンテナンス業務を事業としているグループ会社（メーカーは自社製品のメンテナンス等をグループ会社の事業とする組織体制としており、標記業務についてメーカーと同等の技術・知識等を有すると認められる会社である。）
	業務の履行にメーカー占有の技術・知識・情報等を必要とする具体的な事由	メーカーが設定した業務手順・作業方法によらなければ、整備後の機器が適正に作動しないおそれがあり、当該設備は一般流通品（汎用品）ではないことから、メーカー以外の者では知り得ない知識・情報等を必要とするため
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号	

8462

業 者 特 定 理 由 書

通年業務委託番号　462　　【業務委託：予定価格が100万円以下】

名称	統合指令電話装置保守
特定業者	株式会社　北海道日立システムズ
(特定機種)	統合指令電話装置
特定理由	本件は、日立製作所製造の装置の保守を行うものであり、業務の履行にあたっては、各装置に関するメーカー占有の知識・技術等を必要とし、履行可能者がグループ会社１者に限定されるため。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第１項第１号 札幌市交通局物品・業務契約事務処理要領第49条第1項第２号ア

業者特定理由書

通年業務委託番号　４６３　　〔設備保守等業務委託〕　１技術的要件

名　　称	総合伝送路装置保守	
特定業者	ＮＥＣネッツエスアイ株式会社北海道支店	
特定理由	標記業務の履行にあたっては、メーカー占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、標記業者に特定して随意契約することといたしたい。	
	業務の対象となる設備・機器・システム等の名称	総合伝送路装置
	上記設備等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	地下鉄各線（南北線・東西線・東豊線）の各駅等を光ケーブルで接続し列車の運行に必要な各種デジタル・アナログ情報を光信号により伝送する、光多重端局装置、回線交換装置、監視装置から構成されている設備
	上記設備等のメーカー	日本電気株式会社
	業務内容	上記設備の点検・保守・故障対応を行うもの
	上記設備等のメーカーと特定業者との関係	上記メーカー製品のメンテナンス業務を事業としているグループ会社（メーカーは自社製品のメンテナンス等をグループ会社の事業とする組織体制としており、標記業務についてメーカーと同等の技術・知識等を有すると認められる会社である。）
	業務の履行にメーカー占有の技術・知識・情報等を必要とする具体的な事由	メーカーが設定した業務手順・作業方法によらなければ、整備後の機器が適正に作動しないおそれがあり、当該設備は一般流通品（汎用品）ではないことから、メーカー以外の者では知り得ない知識・情報等を必要とするため
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	

業者特定理由書

通年業務委託番号　４６４　〔設備保守等業務委託〕　１技術的要件

名称	設備指令システム保守	
特定業者	富士電機株式会社　北海道支社	
特定理由	標記業務の履行にあたっては、メーカー占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、標記業者に特定して随意契約することといたしたい。	
	業務の対象となる設備・機器・システム等の名称	設備指令システム
	上記設備等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	本システムは、高速電車の各設備・システムを24時間体制で監視・制御し、事故・故障発生時の迅速な対応処理、保守情報の収集・管理・提供により、保守支援を行う装置である。指令所に設置されている中央装置（ＣＳ）、大通駅設備管理詰所や保守課等に設置されている端末装置（ＬＳ）及び各駅、車両基地、変電所に設置されている作業確認電話で構成されており、高速電車の安全運行を支えるための重要設備である。
	上記設備等のメーカー	富士電機株式会社
	業務内容	上記設備の保守（点検,修理,故障対応等）を行うもの。
	上記設備等のメーカーと特定業者との関係	同一企業
	業務の履行にメーカー占有の技術・知識・情報等を必要とする具体的な事由	当該システムは総合指令所構想に基づく本市独自の仕様により製造した特殊なシステムであり、一般流通品（汎用品）ではないことから、本業務の履行にあたっては、メーカーのみが保有する当該設備の詳細な知識・設計情報が必要であり、メーカーが設定した業務手順・作業方法によらなければ、システムが適正に動作せず、地下鉄の安全運行に支障を起こす恐れがあるため。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号	

業 者 特 定 理 由 書

通年業務委託番号　465　　【業務委託：予定価格が100万円以下】

名称	統括指令映像監視装置保守
特定業者	株式会社ＨＹＳエンジニアリングサービス東日本支店北海道営業所
(特定機種)	統括指令映像監視装置
特定理由	本件は、上記装置の保守を行うものであり、業務の履行にあたっては、上記装置に関するメーカー占有の知識・技術等を必要とし、履行可能者については、メーカー（株式会社日立製作所）製品の保守・修理・整備に関するメンテナンス業務を事業としている株式会社ＨＹＳエンジニアリングサービスの１者に限定されるため。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第１項第１号 札幌市交通局物品・業務契約事務処理要領第49条第1項第２号ア

業者特定理由書

通年業務委託番号　466　　〔設備保守等業務委託〕1技術的要件

名称	運行管理装置保守	
特定業者	株式会社日立パワーソリューションズフロント営業統括部	
特定理由	標記業務の履行にあたっては、メーカー占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、標記業者に特定して随意契約することといたしたい。	
	業務の対象となる設備・機器・システム等の名称	運行管理装置
	上記設備等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	地下鉄の安全かつ正確・迅速な運行を確保するため、決められた運行ダイヤどおりに自動制御する装置
	上記設備等のメーカー	株式会社日立製作所
	業務内容	上記設備の点検・故障対応の保守を行うもの
	上記設備等のメーカーと特定業者との関係	上記メーカー製品のメンテナンス業務を事業としている　グループ会社 （メーカーは自社製品のメンテナンス等をグループ会社の事業とする組織体制としており、標記業務についてメーカーと同等の技術・知識等を有すると認められる会社である。）
	業務の履行にメーカー占有の技術・知識・情報等を必要とする具体的な事由	メーカーが設定した業務手順・作業方法によらなければ、整備後の機器が適正に作動しないおそれがあり、当該設備は一般流通品（汎用品）ではないことから、メーカー以外の者では知り得ない知識・情報等を必要とするため
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号	

8467

業者特定理由書

通年業務委託番号　４６７　　〔設備保守等業務委託〕１技術的要件

名　　称	自動出改札装置保守	
特定業者	札幌日信電子株式会社	
特定理由	標記業務の履行にあたっては、メーカー占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、標記業者に特定して随意契約することといたしたい。	
	業務の対象となる設備・機器・システム等の名称	自動出改札装置
	上記設備等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	地下鉄各駅に設置しているもので、改札機、券売機、精算機、駅処理装置、収入サーバ、SAPICA システム等から構成されている装置
	上記設備等のメーカー	日本信号株式会社
	業務内容	上記設備の保守・故障対応を行うもの
	上記設備等のメーカーと特定業者との関係	日本信号株式会社製品のメンテナンス業務を事業としているグループ会社 （メーカーは自社製品のメンテナンス等をグループ会社の事業とする組織体制としており、標記業務についてメーカーと同等の技術・知識等を有すると認められる会社である。）
	業務の履行にメーカー占有の技術・知識・情報等を必要とする具体的な事由	当該設備の保守を行うためには、設備の構造等に関する詳細な知識を必要とするが、当該設備は汎用品ではないことから、メーカー以外の者では知り得ない情報が含まれているため
根拠規定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号	

8468

業者特定理由書

通年業務委託番号　468　　〔設備保守等業務委託〕1技術的要件

名称	定期券発行装置保守	
特定業者	東芝自動機器システムサービス（株）	
特定理由	標記業務の履行にあたっては、メーカー占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、標記業者に特定して随意契約することといたしたい。	
	業務の対象となる設備・機器・システム等の名称	定期券発行装置
	上記設備等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	定期券の発行（新規・更新）、払戻、照会、 ICカード業務（基本属性変更、チャージ他）を行う。
	上記設備等のメーカー	株式会社東芝
	業務内容	上記設備の点検・修理・保守を行う。
	上記設備等のメーカーと特定業者との関係	上記製造メーカー製品のメンテナンス業務を事業としているグループ会社（製造メーカーは自社製品のメンテナンス等をグループ会社の事業とする組織体制としており、標記業務について製造メーカーと同等の技術・知識等を有すると認められる会社である。）
	業務の履行にメーカー占有の技術・知識・情報等を必要とする具体的な事由	定期券発行装置は、本市独自の仕様に基づき設計・製造を行ったものである。装置の整備等は、当該機器の製造メーカーから専門技術・情報等に関して指導を受けることのできる標記業者のみが可能であり、他業者では的確な業務の遂行及び不測の故障等の即時対応が技術的に不可能である。また、当装置は汎用品ではないことから、メーカーから専門技術の指導を受けている者以外の者では知り得ない情報が含まれており、点検・修理後メーカーが推奨する適正な動作確認を行うには、装置の構造等に関する詳細な知識を必要とするため業者の特定を行う必要がある。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号	

8469

業者特定理由書

通年業務委託番号　469　　〔設備保守等業務委託〕 1技術的要件

名　　称	IC通信ネットワーク保守	
特定業者	株式会社 北海道日立システムズ	
特定理由	標記業務の履行にあたっては、メーカー占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、標記業者に特定して随意契約することといたしたい。	
	業務の対象となる設備・機器・システム等の名称	IC通信ネットワーク
	上記設備等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	ICカード(SAPICA)の処理データ、上位照会データ通信及びICカード・磁気カード等も含めた、地下鉄売上データの収集を行うための情報伝送路である。
	上記設備等のメーカー	株式会社日立製作所(ネットワーク構築)、 APRESIA Systems株式会社(機器メーカー)、
	業務内容	上記システムを構成するネットワーク機器の定期点検や故障対応を行うもの
	上記設備等のメーカーと特定業者との関係	上記メーカー製品のメンテナンス業務を事業としているグループ会社(メーカーは自社製品のメンテナンス等をグループ会社の事業とする組織体制としており、標記業務についてメーカーと同等の技術・知識等を有すると認められる会社である。)
	業務の履行にメーカー占有の技術・知識・情報等を必要とする具体的な事由	・メーカーが構築したICカードシステムの通信ネットワークを構成する各機器の適正な連携を確保するには、メーカーのみが保有する詳細な設計データが必要であるため ・メーカーが設定した業務手順・作業方法によらなければ、整備後の機器が適正に動作しない恐れがあり、メーカー及び標記業者以外の者では知り得ない知識・情報等を必要とするため
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	

8471

業者特定理由書

通年業務委託番号 471　　〔設備保守等業務委託〕　1技術的要件

名称	南北線ホーム映像伝送装置保守	
特定業者	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社　東日本本部　北海道支社	
特定理由	標記業務の履行にあたっては、メーカー占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、標記業者に特定して随意契約することといたしたい。	
	業務の対象となる設備・機器・システム等の名称	南北線ホーム映像伝送装置
	上記設備等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	地下鉄南北線全駅及び指令所並びに南車両基地に設置している画像伝送装置及び監視カメラ等
	上記設備等のメーカー	三菱電機株式会社
	業務内容	上記設備の点検・故障対応の保守を行うもの、
	上記設備等のメーカーと特定業者との関係	・上記メーカー製品のメンテナンス業務を事業としているグループ会社、 メーカーは自社製品のメンテナンス等をグループ会社の事業とする組織体制としており、標記業務についてメーカーと同等の技術・知識等を有すると認められる会社である。
	業務の履行にメーカー占有の技術・知識・情報等を必要とする具体的な事由	メーカーが設定した業務手順・作業方法によらなければ、整備後の機器が適正に作動しないおそれがあり、当該設備は一般流通品（汎用品）ではないことから、メーカー以外の者では知り得ない知識・情報等を必要とするため。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	

8476

業者特定理由書

通年業務委託番号　476　　〔設備保守等業務委託〕 1技術的要件

名称	案内表示設備保守（南北線・東西線）	
特定業者	札幌日信電子（株）	
特定理由	標記業務の履行にあたっては、メーカー占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、標記業者に特定して随意契約することといたしたい。	
	業務の対象となる設備・機器・システム等の名称	案内表示設備
	上記設備等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	専用ネットワークにより中央装置と駅端末装置などにより構成され、駅ホームに設置された案内表示器に列車の接近・到着・出発などの案内表示情報や事故案内・業務案内情報を表示する。
	上記設備等のメーカー	日本信号（株）
	業務内容	上記設備の点検を行うもの
	上記設備等のメーカーと特定業者との関係	上記設備メーカー製品のメンテナンス業務を事業としているグループ会社 （メーカーは自社製品のメンテナンス等をグループ会社の事業とする組織体制としており、標記業務についてメーカーと同等の技術・知識等を有すると認められる会社である）
	業務の履行にメーカー占有の技術・知識・情報等を必要とする具体的な事由	本業務は設備の内部基盤等も含めた点検調整を行うことから、メーカーのみが保有する当該設備の詳細な設計情報を必要とするため
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	